

県内事業者の皆様へ

教育訓練の助成金に県が上乗せ助成

(令和4年1月1日から令和4年11月30日まで実施分)

支援策

従業員の教育訓練を実施すると雇用調整助成金(教育訓練)に県から上乗せで1人1日あたり3,000円を助成

中小企業への助成額
(国・県合計)

1人1日あたり

13,755円

(上限額)

〈国10,755円(上限額) + 県3,000円〉

※大企業の上限額=13,155円

〈緊急対応期間中は対象となる教育訓練の範囲が拡大されています〉

(例)

- ◇自社社員の講師による社内研修 →◎
- ◇マナー研修やハラスメント研修など、職業人に共通して必要となる訓練 →◎
- ◇自宅でDVDやyoutube等の動画を使った研修 →◎

申請書類等詳細は県HPをご覧ください→



県	緊急雇用維持に係る教育訓練助成金 3,000円 (定額)	教育訓練加算部分
	教育訓練加算額 2,400円 / 1,800円 (中小企業) (大企業)	
国	雇用調整助成金 訓練日の賃金を助成 上限額 8,355円	賃金部分

対象：令和4年1月1日から令和4年11月30日の間に実施した教育訓練

申請期限：令和5年2月28日まで(当日消印有効)

【提出先】 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県 労働政策課

サポート

社内研修用にDVDを貸し出します

無料

例：仕事での交通事故防止、人権に配慮した事業活動、障がいのある方への配慮、職場のハラスメント防止 など

ぜひご活用ください!

【お問合わせ先】

和歌山県 労働政策課 ☎ 073-441-2790